

鎌倉市防災会議条例施行規則

昭和38年8月1日

規則第22号

最新改正 平成24年11月22日規則23

鎌倉市防災会議条例施行規則をここに公布する。

鎌倉市防災会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市防災会議条例（昭和38年7月条例第29号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、鎌倉市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第5項第4号の市長の部内の職員に係る委員は、鎌倉市事務分掌規則（平成8年3月規則第27号）第6条第1項及び第16条第3項第1号に規定する部長並びに担当部長のうちから市長が任命する者とする。

(会議)

第3条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 防災会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、前条の例によるものとし、部会長は、部会の会議の結果を会長に報告するものとする。

(代理出席)

第5条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(幹事及び書記)

第6条 防災会議に、幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐し、書記は、上司の命を受け防災会議の事務に従事する。

3 幹事は、次に掲げる者のうちから、書記は、市職員のうちから、それぞれ市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 神奈川県知事の部内の職員
- (3) 神奈川県警察の警察官
- (4) 市長の部局の職員
- (5) 教育委員会の事務局の職員
- (6) 消防職員
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、防災を主管する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。